

## 国土形成計画

### (全国計画)(案)の概要

国土計画局 総合計画課

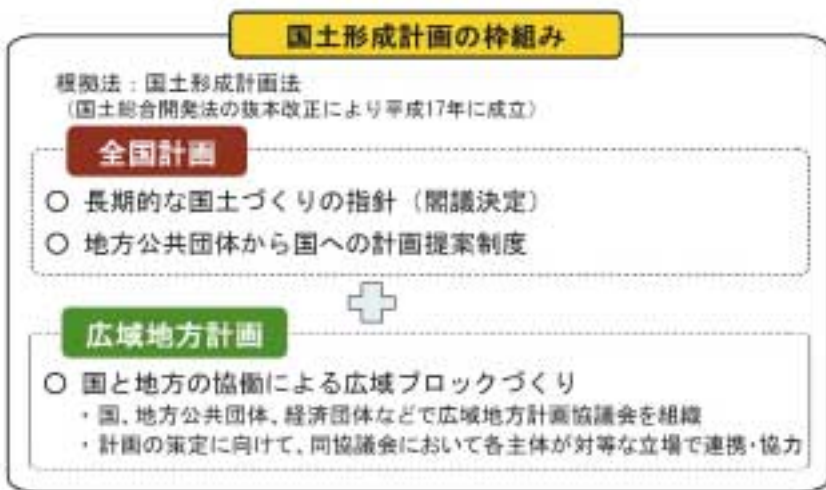
これまで我が国では、五次にわたって策定された全国総合開発計画(全総計画)が時代に応じた国土開発の方向性を示してきましたが、平成17年に、その根拠法である国土総合開発法が「国土形成計画法」へと抜本的に改正され、新しく国土形成計画を策定することになりました。新しい計画は、国土の利用・整備および保全に関する施策の指針となる全国計画と、ブロック単位ごとに国と都府県などが適切な役割分担の下で協力して地域の将来像を定める広域地方計画からなる、二層の計画体系とされています。

全国計画については、平成17年9月に発足した国土審議会計画部会(部会長・森地茂政策研究大学院大学教授)において、調査審議が進められました。平成19年11月には計画部会としての報告が取りまとめられ、同年12月の国土審議会(会長・岡村正樹東芝取締役会長)に報告がなされました。その後、これを受けて国において作成した全国計画案について、パブリックコメントな

どを行い、本年2月には、国土交通大臣から国土審議会に対し計画案が諮問され、調査審議の結果、計画案は概ね妥当であると回答がなされたところです。

全国計画案は、第1部から第3部までの3部構成となっており、第1部では計画の基本的な考え方、第2部では法定の計画事項などに基づく分野別の施策の基本的方向、第3部では広域地方計画の策定・推進について示しています。ここでは、計画の基本的な考え方と広域地方計画の策定・推進について、その概要を中心に紹介します。

#### 国土形成計画の枠組み



#### 計画の基本的考え方

##### 1 時代の潮流と国土政策上の課題

###### (1) 経済社会情勢の大転換

本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展

我が国の出生率は、2006年に1.32へと6年ぶりに上昇に転じたものの依然低水準である。総人口は国立社会保障・人口問題研究所の中心推計では、2020年には約1億2274万人、2030年には約1億1522万人と見込まれる。高齢者の割合は、2005年には20%程度であったが、2020年には30%弱、2030年には30%強まで上昇すると見込まれる。

グローバル化の進展と東アジアの経済発展

経済のグローバル化の進展、東アジア各地域の急速な経済成長と産業構造高度化の中で、東アジア規模での生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化している。我が国の貿易相手も、1980年代は欧米が輸出先の6割弱を占めたが、2003年度からはアジア地域が欧米を上回るに至っている。

情報通信技術の発達

近年の情報通信技術の飛躍的な発達は生活利便性を急速に向上させ、産業の生

産性を高めるとともに、人と人とのつながり方など、国民生活に大きな変化を与えている。

###### (2) 国民の価値観の変化・多様化

安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まり

地球温暖化の進展が異常気象の増加などの広範な影響を及ぼすと予想されており、大雨の増加などに伴い災害の増加や被害の甚大化の傾向がみられる。また、我が国は世界有数の地震火山国であり、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震・津波の発生なども懸念されている。

地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への国民の関心が高まっている。また、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさに関する国民意識の高まりの中、美しい景観や文化芸術などに対する欲求も強まっている。

ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長

価値観の多様化、生涯可処分時間の増加などに伴い多様なライフスタイルの選択が可能になってきている。さらに、複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」の動きも出てきている。

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などにより、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割をNPO、企業など多様な主体が担いつつある。

### (3) 国土をめぐる状況

一極一軸型の国土構造の現状  
東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中する一極一軸型の国土構造が続いている。

一方、人口減少を克服する新たな成長戦略の構築が求められており、東京と地方という視点を超えて、これまでの都市・産業の集積を活かした成長エンジンの強化や国際競争力強化のための戦略的な投資を進める必要がある。

東京圏への人口の転入超過が拡大する様相を示している。地域間の格差については、格差感を生んでいる理由についてはさまざまな要因が考えられるが、例えば一人当たり県民所得における上位5県と下位5県の間が開き、長期的には縮小したものの、近年3年連続して拡大している。広域ブロック間や都道府県間をめぐる近年の動向にも注意を払う必要がある。地方中小都市や中山間地域などでは、地域活力の低下がみられるとともに、社会的諸サービスの維持の問題に直面して

おり、地域の自立的発展を可能とする新たなモデルが求められている。

地域の自立的発展に向けた環境の進展、都道府県を超える広域的課題の増加

地方分権や市町村合併などによって地域の自主決定力が強化されるとともに、東アジア各地域の経済成長による直接交流機会の増大、情報通信技術の発達など地域の自立的発展に向けた環境が整いつつある。

各広域ブロックにおいては、欧州の規模国にも相当するような人口・産業の集積や、ブロックの中心となる都市などの成長、基幹的な公共施設の整備の進展など、東アジアの諸地域との競争や連携を通じて地域の国際競争力を高め得る潜在力と地域のアイデンティティを有している。

また、経済活動の広域化に対応するための国際物流・高速交通体系などの戦略的整備、県境地域に多く存在する過疎・山間地域の対策など都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題が増加しており、広域ブロックを単位とする取組の重要性が高まっている。

人口減少などを踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性  
総人口の減少により国土の利用に余裕

を見いだせる今世紀は、適切な人と国土のあり方を再構築する好機ともいえる。

これまでの蓄積を前提としつつ、国土のひずみの解消や質の向上に向けた取組みの推進を図るべきである。その際、大都市圏と地方圏、都市と農山漁村などの地域相互の補完・依存関係に留意し、各地域が国土全体に果たす役割についての理解とその維持強化を進める必要がある。

地球温暖化による海面の上昇や大雨の頻度増加などの可能性が指摘されている中、温暖化対策の国際的な枠組みづくりへ我が国として貢献していく。国内においても、防災対策、省CO<sub>2</sub>型の地域構造や交通システムの形成、森林の整備・保全、健全な生態系の維持・形成、循環型社会の構築など、地球規模の環境問題に対してのさまざまな対応が求められる。

美しい田園風景、快適で安全な都市など我が国の国土が本来持っている魅力を世界に対してアピールし、誰もが住んでみたい、訪れてみたいと思う、いわば、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を形成することを目指すことが求められる。

このような国土構造の現状と課題の下、新たな時代の潮流を踏まえて、新時代の国土構造の構築に挑戦することにより、一極一軸型の国土構造を是正していくことが必要である。

## 2 新時代の国土構造の構築 新しい国土像

広域地方計画区域などを1つの単位とする広域ブロックが、東アジアをはじめとする諸地域との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高めしていく。これによって、各広域ブロックが、活力ある経済と豊かさが感じられる生活環境の実現を目指し、自立的に発展する国土構造への転換を図る。多様な特色を持つこれらのブロックが相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していく。このことにより、一極一軸型の国土構造の是正につなげていく。

また、山紫水明の景色や都市のにぎわいなど互いに異なる特色を持つ地域が、それぞれの魅力を発揮し、相互に補いつつ共生し、重層的に国土を形成するという地域間の互惠関係を維持発展させつつ、良好な自然環境や美しい景観の形成、安全かつ快適でゆとりある生活空間の形成、環境負荷の低減、ユニバーサルデザイン理念に基づく取組みの推進などを図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を

形成していく。

このため、広域ブロックの外に向かつては、「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれの広域ブロックと東アジアなど諸地域との交流・連携を促進する。

各広域ブロックの内部では、成長エンジンとなり得る都市・産業の強化、地域間の交流・連携を促す。また、多様な主体の協働を促進し、経済力だけでなく文化面や社会面も含めた地域力（地域の総合力）の結集を図る。

これらにより、人々の国土に対する空間的視野を、市町村から広域の生活圏域へ、都道府県から広域ブロックへ、日本国土から東アジアへと拡大していく。

以上の考え方に基づき、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを、本計画の基本的な方針とする。

自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造を構築し、将来にわたる国内外のさまざまな変化にも柔軟に対応することが可能となる多様性を国土上に保有することによって、我が国の成熟期にふさわしい「国としての厚み」を増していくことが、我が国の将来像として好ましい方向であると考えられる。このような国土を目指すことが、広域

ブロックが独自の発展を遂げそれが我が国全体の発展にも寄与するという、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにもつながっていく。また、このような多様な広域ブロックの発展と地域の共生関係が良好に築かれた美しく暮らしやすい国土の形成により、地域間の格差の拡大に対する不安や地域ごとの格差感を解消していく。

この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10力年間における国土形成に関する基本的な方針などを示す。

### 3 新しい国土像実現のための戦略的目標

多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく、暮らしやすい国土の実現を目指す。この計画では、次の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進する。

まず、グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点から、継ぎ目なく迅速かつ円滑な人流・物流、生産活動の連携や情報・文化の交流を実現させ、東アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく「東アジアとの円滑な交流・連携」について示す。また、都市から農山漁村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの

基盤として維持されるための「持続可能な国土の形成」について示す。

次に、これまでも営々と取り組みこれをさらに進めていく安全で美しい国土の再構築の観点から、災害へのハード・ソフト一体となった備えの充実などのための「災害に強いしなやかな国土の形成」について示す。また、持続可能な国土を形成していくための「美しい国土の管理と継承」について示す。

さらに、以上の4つの戦略的目標を推進する上での横断的な目標として、多様な主体が協働して戦略的に取り組んでいくための「新たな公」を基軸とする地域づくり」について示す。

#### 広域地方計画の策定・推進

今回の計画案の大きな特徴の1つに、第3部において、地元関係者で検討される、広域地方計画の策定・推進に関する指針を示していることが挙げられる。計画案では、全国計画を基本としつつも、独自性の高い広域地方計画を策定するため、地域の現状分析に基づく地域特性の把握、地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案、独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入についての検討を進めるべきである

とするとともに、さらに地域戦略の立案に

あたって留意すべき視点を次のようにまとめている。

国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現  
ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方

全国共通の課題に対するブロック独自の対応策  
それぞれのブロック固有の課題への取り組み

広域地方計画は、全国計画の具体化に向けた地域づくりの舞台であり、広域地方計画協議会での検討が進められることとなる。国民各層からのご意見をうかがいながら、将来の地域像の策定に向けた活発な議論、幅広い合意の形成が進むことが期待されている。

次ページ以降では、計画案に掲げられた新しい国土像を実現するための5つの戦略的目標について、それぞれ解説していきます。

# 解説

## 新しい国土像実現のための戦略的目標（概要）

国土計画局 総合計画課

国土形成計画（全国計画）（案）では、新しい国土像を実現するために5つの戦略的目標を掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進することとしています。

### 戦略的目標 1 東アジアとの円滑な交流・連携

東アジアと我が国の相互依存関係は、貿易・人的交流面を中心にますます深まっております。我が国は、これらの国々との競争関係を念頭に置きつつ、各分野での交流と連携を一層強化することにより、共に発展していく姿を追求していくことが求められています。

一方、東アジアにおけるハード・ソフト両面で継ぎ目のない円滑な人、物、情報などの移動や流通の環境が形成されるとともに、世界との架け橋（アジア・ゲートウェイ）となる各種の基盤強化が進むことが、我が国にとっても東アジアにとっても重要

な課題となっております（シームレスアジアの形成）。

これまででは、もっぱら我が国の太平洋側を經由していた北米向け海上コンテナ輸送の基幹航路が、近年では日本海を經由する度合いを増し、日本海沿岸諸港における国際海上コンテナ取扱量の過去10年間平均伸び率が全国平均の2倍を超えるなど、近隣諸国の経済発展に伴って、交通ネットワーク構造に大きな変化が見られます。

また、相互に陸路で結ばれた東アジアの近隣諸国は、アジアハイウェイなどの推進を通じてその結束を強化しつつあり、海を隔てた我が国にとっては、東アジアにおける交通体系との連続性、互換性の確保の面での立ち後れが危惧されています。

これらの情勢に対応し、東アジアとの緊密なネットワークの実現に貢献しつつ、我が国がアジア・ゲートウェイの一翼を担うため、国際的な規模と機能を有した競争力の強い国際港湾や大都市圏拠点空港などの一層の強化に加えて、各広域ブロックが東アジア近隣諸地域と直接交流していくための交通回廊や交通ネットワークの形成を促進していきます。

具体的には、以下の取組みなどを通じて、東アジアとの円滑な交流・連携の実現を目指します。

(1) 東アジアネットワーク型の産業構造の下における我が国産業の強化

産学官連携・研究開発拠点整備によるイノベーション創出/ものづくり基盤の強化 など

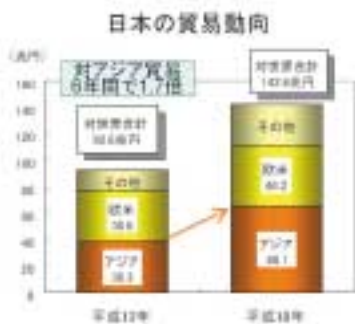
(2) 東アジアとの交流・連携の推進

エネルギー・環境など東アジア共通の課題解決プラットフォームの構築/観光立国の実現による来訪者の増加/人材育

成・交流ネットワーク など

(3) 円滑な交流・連携のための国土基盤の形成

コスト・サービス競争力の高い港湾、空港、情報通信機能の整備/東アジアにおける日帰りビジネス圏、貨物翌日配達圏、アジア・ブロードバンド環境の形成/広域ブロックゲートウェイの形成 など



広域的な観光連携による外国人観光客誘致



## 戦略的目標 2 持続可能な地域の形成

地域が持続可能であるとは、今後本格化する人口減少や環境面、財政面などのおさまさまざまな制約の下においても、都市から農山漁村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの基盤として維持され、住民が生活の質を損なうことなく住み続けられることです。このような地域を形成するためには、人口増加に伴う都市の拡大に合わせ、基盤整備を行う方から、都市機能を相互補完する都市圏を一つの単位としてとらえ、拡散型都市構造を是正しつつ既存ストックの状況に合わせた都市の連携・構造転換を進める発想への転換を図り、暮らしやすく活力ある都市圏の形成を促進していきます。

特に、拠点性が高い都市圏での圏内・圏間の連携強化は、地域全体の活力を高めるために重要です。また、地域を、多様な働き方、住まい方、学び方などを可能とし、多世代がともに安心して暮らせる生活圏域として整えつつ、地域独自の資源を活かした産業を活性化し、農山漁村の各種機能を再評価することなどにより、それぞれの地域が、そこにしかない価値に目を向けた取組みを進めていきます。その際、広域的な地域間の交流・連携や、

地域への人の誘致・移動を通じた人材の蓄積を促進していきます。

具体的には、以下の取組みなどを通して、持続可能な地域の形成を目指します。

- (1) 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- (2) 地域資源を活かした産業の活性化
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

魅力的で質の高いまちづくり／都市機能の高度化や居住環境向上など都市の再生／集約型都市構造への転換・低未利用地の有効利用／市町村を超えた広域的な対応／住生活の質の向上／大都市特有の課題への対応 など

自然環境と生産基盤、生活環境の調和／外部人材の活用などによる創意工夫／中山間地域の役割と活性化／食料や木材の安定供給／農林水産業の競争力強化 など

暮らしやすく活力ある都市圏の形成



複数市町村による広域的な連携・相互補完

地域資源を活かした産業の活性化



(山形 カロツェリア・プロジェクト)  
県内の優れた職人技術による世界に通用する山形ブランドの商品開発

広域的対応による医療などの機能維持



救急医療を支える高速道路の緊急出入口

農林水産業の活性化



食料の安定供給

地元農産物などの販売

美しい農山漁村の形成



出典：農林水産省資料など

戦略的目標 3  
災害に強いしなやかな国土の形成

我が国は、その地形、気象などの自然的条件から、国土面積の10%の洪水氾濫域に人口の過半が集積するなど、災害が発生しやすい国土になっています。また近年では、大規模な地震およびこれによる津波、世界的に多発する集中豪雨、ゼロメートル地帯などにおける高潮などにより、これまでにない多様な激甚な災害のリスクの増加や災害の広域化・複合化・長期化のおそれが高まっています。特に、地球温暖化により、海面上昇や豪雨などが増加する可能性が指摘されており、今後ますます地域の災害のリスクが高まると考えられます。また、人口減少や高齢化によって、地縁型のコミュニティが弱体化することが予想され、放置される国土の増大ともあいまって、社会の防災力低下が懸念されています。

このため、減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進めることによって、安全で安心した生活が保障される災害に強いしなやかな国土を形成していきます。

その際、災害時においても、中枢機能の代替性の確保のほか、救援・避難活動や情

報伝達に途絶が生じない強靱な、かつユニバーサルデザインにも配慮した交通・情報通信網の確保も重要となります。

具体的には、以下の取組みなどを通して、災害に強いしなやかな国土の形成を目指します。

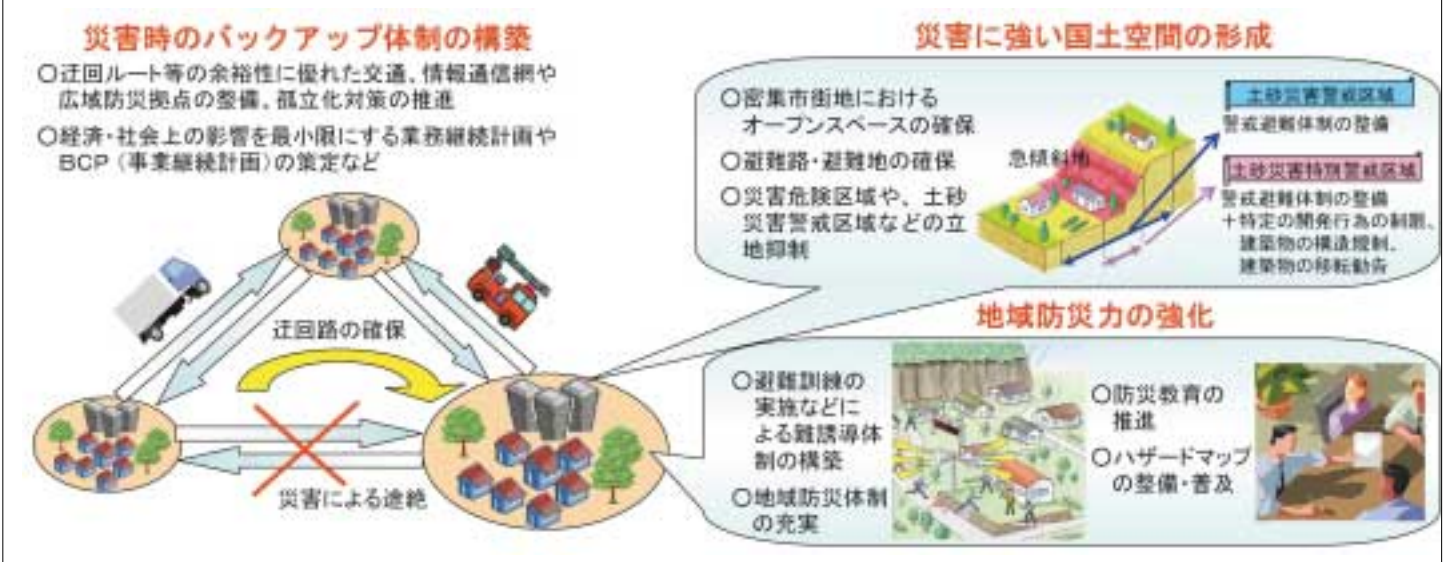
進 (1) 減災の観点も重視した災害対策の推進

ハード・ソフト一体となった対策/自助・共助・公助/ハザードマップなどの災害予防としての事前システム、情報伝達などの事中システム、被災者の保護など事後システムの構築 など

(2) 災害に強い国土構造への再構築

災害に強い国土の構造・利用への誘導/中枢機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化/迂回ルートなど交通・情報通信網の余裕性の強化/業務継続計画や事業継続計画の策定(BCP) など

BCP：各々の重要業務が中断せず、または早期に復旧することによって経済社会上的影響を最小限にする計画のこと。なお、官庁が策定する場合は業務継続計画、企業が策定する場合は事業継続計画という。



## 戦略的目標 4 美しい国土の管理と継承

我が国では、国土面積の約7割を占める森林を始めとして、南北に長い日本列島の上に豊かで多様な自然が育まれ、また、山紫水明の美しい景観、豊かな文化や伝統が培われてきました。しかし、経済成長の過程で景観や土地利用の混乱、さらには適切に管理されない森林や耕作放棄地の増大などの課題も生じています。このため、成熟社会を迎えている我が国においては、国土を形づくる各種の資源を適切に管理し、回復していくことが強く求められており、農村漁村から都市までそれぞれの地域における取組みとともに、地域間や多様な主体間での連携を図り、美しい国土の管理と継承に向けた重層的な取組みを進める必要があります。

また、京都議定書の第1約束期間が2008年に始まるなど地球温暖化防止に向けた取組みが急がれる中、循環と共生を重視した国土管理を進めます。さらに、世界有数の領海および排他的経済水域などを有する海域について、適正な利用と保全を図ります。

具体的には、以下の取組みなどを通じて、我が国が持つ歴史・文化、多様で良好なランドスケープなどの魅力を高めるとともに

に、国民一人一人が美しい国土の管理と継承を担っていくこととなります。

### (1) 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成

地球温暖化防止の推進/循環型社会の構築/針広混交林化など多様で健全な森林整備/優良農地の確保/エコロジカル・ネットワークの形成/里地里山の適正な保全管理 など

### (2) 流域圏における国土利用と水循環系の管理

流域圏における健全な水循環系の構築/総合的な土砂管理の取組みの推進/上下流交流、流域意識醸成の仕組みの整備 など

### (3) 海域の適正な利用と保全

政府一体となった海洋に関する基本的な計画の推進/離島の振興・保全/沿岸域の総合的管理の推進 など

### (4) 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

個性豊かな地域文化の継承と創造/国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担う取組みの推進 など

ランドスケープ…人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりのこと。

## エコロジカル・ネットワークの形成

人と自然の共生を確保していくため、原始的な自然地域などの重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークを形成



#### (期待される効果)

- ・野生生物の生息・生育空間
- ・都市環境の改善(ヒートアイランド現象の緩和)
- ・防災
- ・大気汚染などの低減・希釈、騒音緩和
- ・自然とのふれあい・環境教育
- ・美しい景観、レクリエーション
- ・市民参加の推進

## 「国土の国民的経営」の推進

国民一人一人が美しい国土の管理と継承の一翼を担うことを通じ、美しく豊かな国土を国民全体で支え、後世代へと継承

### 取組み事例

#### 国土管理への参加手法の多様化



間伐材を活用したバッグ(高知県)

#### 多様な活動者の育成



地域全体で取り組む農地・農業用水などの保全・管理(栃木県)

戦略的目標 5

「新たな公」を基軸とする地域づくり

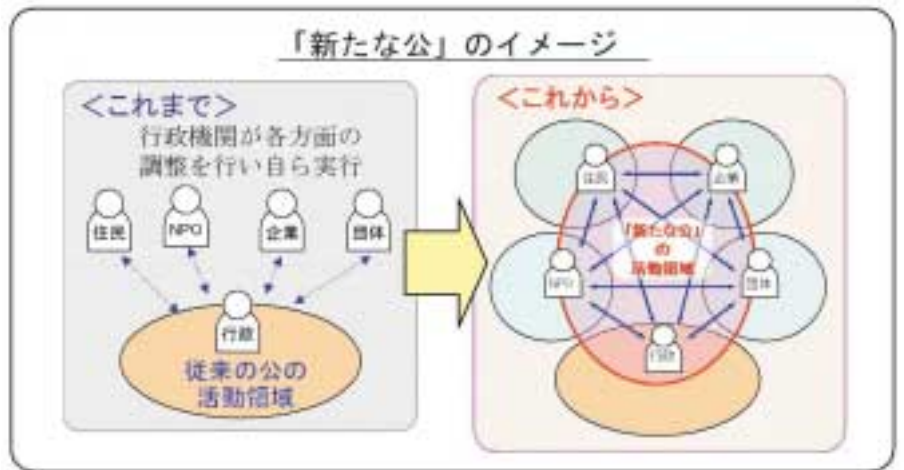
本計画では、計画実現に向けて、行政のみならず、地縁型の「ミニミニ」やNPO、企業などを含めた多様な主体が担い手となり、これらが、従来の公の領域、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域において、他に依存するのではなく真に協働することに対する期待を示し、これを「新たな公」として明確に位置付けています。

「新たな公」を基軸とする地域づくりは、他の4つの戦略的目標を通じた横断的視点に立った戦略的目標であるという点で、本計画の中でも特徴的な考え方となります。

経済社会情勢の変化が進展する中で、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスを提供する上でさまざまな課題が生じています。一方、個人、NPO、企業などの民間主体による活動は、活動領域や活動形態が多様化し、公共的価値を創出するものも見られるようになってきました。

そこで、このような多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、民間主体相互、あるいは民間主体と行政が、有機的に連携する仕組みを構築することによって、地域の課題への的確な対応についての可能性が高まっています。

「新たな公」による地域づくりとは、こうした状況を踏まえ、多様な民間主体や行



政が協働して、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていくというものになります。

「新たな公」を基軸とする地域づくりの活動分野は、多岐に渡りますが、次のように整理できます。

従来の公の領域で行政が担っていた活動分野（道路清掃など）。行政も民間主体も担ってこなかったが、時代の変化により新しく需要が生じてきた分野（NPOによ

る過疎地自家用車輸送など）。従来の私の領域で民間主体が担う活動であり、同時に公共的価値を含むもの（空き店舗利用の中心市街地活性化など）。

このような分野へ民間主体が参加することにより、参加者の自己実現に繋がることも、社会サービスの多様化・充実、行財政への負担軽減などの多面的な意義が期待されます。

さらに、実際の地域づくりの事例においても、多様な民間主体の発意や活動を積極的に地域づくりに活かそうとする動きがみられるようになってきています。

行政は、地域資源の活用と情報発信、担い手の確保、資金の確保などについて、各地域が自力では解決できない課題に対する支援を進めることが必要となります。また、維持・存続が危ぶまれる集落に対する配りや、集落における暮らしの将来像についての合意形成などを図っていくことも必要となります。

こうして、個人や企業などにおける社会貢献意識の高まりや、多様な人々の交流なども踏まえつつ、開かれた地域づくりの実践などを目指します。

「新たな公」による活動領域の例

従来の私の領域で公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した中心市街地活性化(高知市) 写真:中小企業庁

公と私の中間的な領域を新たに担う活動



NPOなどによる過疎地有償運送(長野県中川村) 写真:中川村

従来の公の領域で民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷の清掃活動(熊本県白川) 写真:九州地方整備局

## 広域地方計画の策定

国土計画局  
大都市圏計画課  
地方計画課

国土形成計画（全国計画）では、各広域ブロックが、東アジアの各地域との交流・連携を進め、各ブロック間の互恵関係を維持発展させながら、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、自立的に発展する圏域を形成する国土構造への転換を目指すこととしています。これを

具体化する計画として、各ブロックにおいて、独自性のある広域地方計画を策定することとしています。

広域地方計画は、国土形成計画法で制度化され、今回初めて策定するものですが、その特徴として、関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界などからなる広域地方計画協議会における協議を経ることとしており、各ブロックの自主性を重んじつつ、地域の実情に即した即地的・具体的な内容が盛り込まれることが期待されます。

各ブロックでは、地域の関係主体によるプレ協議会などにおいて、計画策定に向けた準備作業が進められていますので、その検討状況をご紹介します。

### 各ブロックにおける検討状況

#### （1）東北圏

東北圏においては、東北7県の関係機関からなる「東北圏広域地方計画検討会議」がこれまで計3回開催され、また、本年1月には各県知事などが一堂に会し、東北圏の将来像について意見交換を行いました。東北圏では、「美しい森と海、人の息吹と躍動感に満ちた『東北につぼん』の創造」を新しい将来像として位置付け、また、戦略的目標として、恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現、雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現、地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現、交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現、東北国民が一体となって地域を考え行動する圏域の実現、の5項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

本首都圏の機能を有する圏域としての役割、約4200万人の多様な人々が暮らし、働く場としての役割が掲げられ、また、新たな首都圏の目指すべき方向として、日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化、人口約4200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現、安全で安心な生活が保障される災害などに強い国土管理・危機管理体制の確立、良好な環境の保全・創出、多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現、の5項目が挙げられ、計画内容の検討が進められています。

#### （3）北陸圏

北陸圏においては、北陸3県の知事などで構成される「北陸圏広域地方計画協議会準備会」が昨年1月に開催されるなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、北陸圏の将来像として、人々をひきつける「暮らしやすさ」「日本一、世界に開かれた日本海側における交流の

中枢拠点を位置付け、また、戦略目標として、安全・安心でゆとりといやしにあふれる人をひきつける暮らしの充実、ものづくり文化と進取の気性で培われる国際競争力のある産業の育成、三大都市圏や環日本海諸国をはじめとした東アジアにつながる日本海側の中枢拠点の形成に向けた基



図1 広域地方計画の計画区域



図2 広域地方計画協議会のしくみ

#### （2）首都圏

首都圏においては、1都7県の知事などで構成される「首都圏広域地方計画プレ協議会」が昨年10月に開催されるなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、首都圏の果たすべき役割として、世界・東アジアのリーディング圏域としての役割、日

盤の強化、地域文化力で育まれる国内外との交流の創出、の4項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

#### (4) 中部圏

中部圏においては、中部5県の知事などで構成される「中部圏広域地方計画協議会準備会」が平成18年8月に設置されるなど、関係機関による検討が進められています。

目指すべき中部圏の将来像として、賑わい溢れる国際交流圏・多文化共生圏、世界をリードする産業・技術のイノベーション圏、人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏が掲げられ、また、将来像実現に向けた発展戦略の方針として、中部の資源を活かした国内外の多様な交流の拡大、世界のものづくりの中心地としての産業競争力の強化、持続可能な環境共生社会を実現する環境先進圏の形成、誰もが生き生きとして暮らせる地域社会の実現、安全・安心で災害にも強い地域づくり、の5項目が挙げられ、計画内容の検討が進められています。

また、北陸圏と中部圏においては、別途「北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会」を設け、広域連携に関する検討を行うこととしています。

#### (5) 近畿圏

近畿圏においては、近畿2府4県の知事などで構成される「近畿圏広域計画検討会」が平成18年12月以降、計4回開催され

るなど、関係機関による検討が進められています。

そのなかで、近畿圏の目指す姿として、歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域、首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核、アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点、人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域、都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域、人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域、暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域、の7つの柱が掲げられ、目指す姿を実現するための戦略と具体的な取組みなどについて議論が重ねられています。

#### (6) 中国圏

中国圏においては、中国5県の関係機関からなる「中国圏フレ広域地方計画協議会」が平成18年11月以降6回開催され、また、昨年11月には各県知事などが一堂に会し、中国圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、中国圏の課題を整理し、中国圏のポテンシャルを、東アジアや西日本における交流の歴史と地理的優位性、欧州の中規模国に匹敵する人口・経済力、ものづくり産業の強みによる自立的発展の可能性、分散する様々な規模の都市と豊かな自然の共存の可能性、の4つに整理しています。

その上で、中国圏の将来像を、地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏、産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に発展する中国圏、多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏、の3つに整理しています。

また、中国圏と四国圏においては、別途「中国圏・四国圏フレ広域地方計画合同協議会」などにおいて、両圏域に共通の課題に関する検討が行われています。

#### (7) 四国圏

四国圏においては、四国4県の関係機関からなる「四国圏フレ広域地方計画協議会」が計3回開催され、また、本年2月には各県知事などが一堂に会し、四国圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、四国圏の発展に向けた戦略的取組みとして、安全・安心を基盤に、快適な暮らしを実感できる四国、地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国、歴史・文化・風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国、東アジアをはじめ、広域的に交流を深める四国、中山間地域・半島部・島しょ部などや都市が補完しあい活力あふれる四国、の5項目が掲げられ、計画内容の検討が進められています。

#### (8) 九州圏

九州圏においては、九州7県の関係機関

からなる「九州圏広域地方計画フレ協議会」が計2回開催され、また、本年2月には各県知事などが一堂に会し、九州圏の将来像について意見交換会を行いました。

そのなかで、新たな九州像として、東アジアの成長と運動し自立的に発展する九州圏の形成、豊かな自然と都市的利便性を享受し多様な活動の場を創出する九州圏の形成、安全・安心で美しく誇りが持てる九州圏の形成を位置付け、また、戦略目標として、東アジアへのフロントランナーとして発展する九州圏の形成、基幹都市圏を核とした多極型圏土構造と九州圏の一体的な発展、災害・環境ハザード最前線における安全・安心で美しい九州圏の形成、基幹・拠点都市圏と多自然居住地域の交流による都市自然交流圏の形成、生活中心都市を核とした安心でゆとりある基礎生活圏の形成、離島・半島、中山間地域などの地理的制約を克服する豊かな定住環境の形成、九州圏の各地域の個性を活かした先導的な地域づくり、の7項目を掲げて、計画内容の検討が進められています。

各ブロックにおける広域地方計画の検討状況については、「インターネットでつくる国土計画」のホームページからご覧いただけます。(http://www.kokudokeikaku.go.jp/)

# 解説

## 国土形成計画の実現に向けた支援制度

国土計画局 調整課  
 大都市圏計画課  
 地方計画課  
 参事官室

新たな国土計画である国土形成計画（全国計画）では、本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展、東アジアの経済発展、広域的課題の増加、国民の価値観の変化・多様化など時代の潮流を背景に、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」を目指しています。ここでは、その実現に向け取り組む地域を支援する制度について紹介します。

### 地域自立・活性化交付金

（平成19年度創設）

地域の自立と活性化を図るため、「広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律」（広域的域域活性化法）が平成19年5月に公布、同年8月に施行され、都道府県が作成する計画（広域活性化計画）に基づき、広域的な経済活動などを支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援などを

一体的に促進するために地方の自主性と裁量性の高い財政支援制度（地域自立・活性化交付金）が創設されました。

平成20年度当初において、35府県が作成・提出した63地域の広域活性化計画について交付金が交付され、世界遺産などの国際的な観光資源を活かした広域観光の活性化、高速道路など広域交通網へのアクセス強化による産業集積・物流円滑化などの目的で活用されています。このような取り組みにより、都道府県境や国境を越えた広域にわたる人や物の流れが促進され、自立的な広域ブロックの形成が図られることが期待されています。

### 国土形成事業調整費（平成20年度創設）

国土形成事業調整費は、国土形成計画（全国計画と広域地方計画）を推進し、広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、計画に基づき行われる事業などに対して年度途中で機動的に充当するための経費として、平成20年度に新たに創設されました。

これは、国土形成計画に掲げられている主要戦略や地方再生、地域の自立・活性化の実現に資する事業などを一体的かつ総合的に推進するために、既存の社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、地域自立・活性化事業推進費を整理統合し、広域地方計画区域において実施さ

## 地域自立・活性化交付金による支援 平成20年度予算 250億円

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取り組みを効率的・効果的に実施するとともに、知恵と意欲のある地域の創意工夫を最大限に活かすための支援を行う。

### 制度の概要

- ◆都道府県が広域的域域活性化基盤整備計画（広域活性化計画）を作成【計画期間3～5年程度】
- ◆計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付【交付率 約45%】

### 制度の特徴

- ◆幅広い支援メニュー
  - ・国土交通省が所管する幅広い基盤整備事業（都道府県が実施するもの）が対象
- ◆地方の自主性・裁量性を重視
  - ・計画に記載された対象事業への国費の充当は自由
- ◆民間プロジェクトとの効果的な連携
  - ・提案事業を通じた、民間への支援・協働

### 交付対象事業

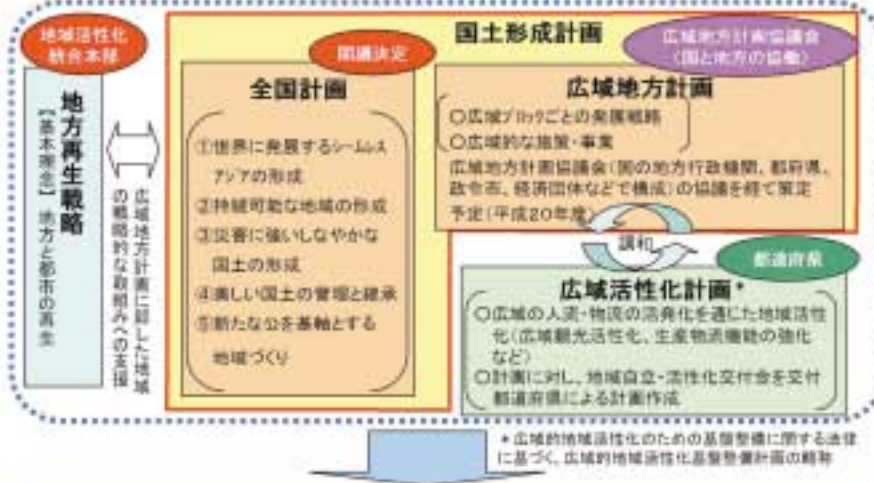
- 基幹事業**
- 広域的特定活動を促進するために必要な基盤整備事業【道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、住宅、公園、土地区画整理事業、市街地再開発事業】
- 提案事業**
- 基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業など（都道府県の自由な発意）【調査、社会実験 など】

### 地域自立・活性化交付金による取り組みの事例（紀伊半島）



## 国土形成事業調整費の創設 350億円（新規）

広域ブロックの自立的な発展と地域の自立・活性化を図るため、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）などに基づく国と地方の協働による地域戦略などの実現に資する社会資本の機動的な整備を図る。



### 国土形成事業調整費

広域ブロックの発展戦略や地域の自立・活性化に資する事業を一体的・総合的に推進！

国と地方の協働による地域戦略などの実現に資する社会資本の機動的な整備

### 広域ブロックの自立的な発展、地域の自立・活性化

広域ブロック自立施策等推進調査費は、広域地方計画に基づき官民の多様な主体が

### 広域ブロック自立施策等推進調査費

（平成20年度創設）

協働して取り組む広域施策の構想具体化などのための調査などを支援するものです。これは、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体などが連携して実施する調査などで、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展のための施策の総合的かつ円滑な推進に資することを目的としています。

本調査費は、各府県庁（部局・機関）、地方公共団体のうち複数の主体が連携して行う調査などに重点的に配分することとして

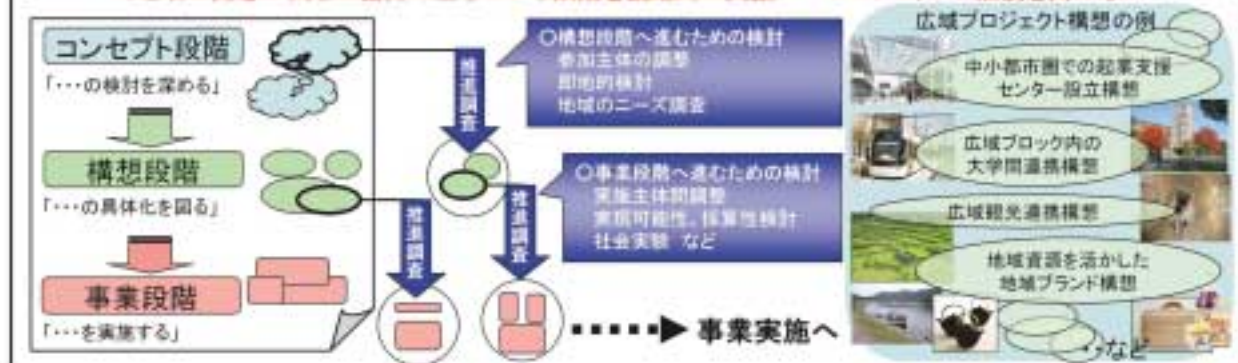
## 広域ブロック自立施策等推進調査費の創設 7億円（新規）

地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化などを、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策などの総合的かつ円滑な推進を図る。

### <「広域地方計画」の推進…国と地方の協働による広域ブロックの将来像の実現>



### <地域の発意/民との協働の立ち上がり段階を機動的に支援…プロジェクトの熟度を高める>



います。詳しくは、下記のホームページを参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/suisinchosa/index.html>